

平成13年11月30日

スポーツ振興投票の収益による助成の基準等 について（審議のまとめ）

日本体育・学校健康センターのスポーツ振興投票収益配分基準等審議委員会は、文部科学省から示された「スポーツ振興投票の収益による助成の基本方針（平成13年11月5日文部科学大臣決定）」に基づき、「スポーツ振興くじ助成金交付要綱」の骨格となる事項について審議を行ってきました。

11月26日に開催した第6回審議委員会において、「審議のまとめ」の最終取りまとめについては、委員長及び委員長代理に一任されましたが、調整の結果、別添のとおりとなりましたので御報告いたします。

今後、当センターでは、この「審議のまとめ」に基づき、具体的な助成対象や申請手続きなどを交付要綱として定め、来年度からの助成を開始することとしております。

スポーツ振興投票の収益による助成の基準等について（審議のまとめ）

本委員会は、「スポーツ振興投票の収益による助成の基本方針（平成13年11月5日文部科学大臣決定）」に基づき、「スポーツ振興くじ助成金交付要綱」の骨格となるべき事項として、次のとおり審議のまとめを行った。

1 助成対象事業・助成対象者

助成対象事業及び助成対象者は、次のとおりとする（別紙1参照）。

なお、助成対象事業は、それぞれの事業ごとに、一定の規模・水準以上の事業を対象とするための条件を設定するものとする。

（1）地域のスポーツ施設の整備に対する助成

市町村又は社団法人、財団法人若しくは特定非営利活動法人である総合型地域スポーツクラブが行うクラブハウスの整備事業

地方公共団体等が行うグラウンドの芝生化、屋外夜間照明施設、その他の整備事業

（2）総合型地域スポーツクラブの活動事業に対する助成

市町村又はスポーツ団体が行う総合型地域スポーツクラブの創設及び活動を支援する事業

社団法人、財団法人又は特定非営利活動法人である総合型地域スポーツクラブが行う活動事業

広域スポーツセンターが総合型地域スポーツクラブの創設及び活動のために行う指導者派遣等の事業

(3) 地方公共団体が行うスポーツ活動事業に対する助成

地域におけるスポーツ活動を推進する事業

下記に掲げる事業について、幼少者及び高齢者を対象とする事業やスポーツ活動への参加を促進する事業など特色ある事業を重点とする。

- ア スポーツ教室，スポーツ大会等の開催事業
- イ スポーツ指導者養成・活用事業
- ウ 調査研究事業
- エ スポーツ情報提供事業

地域のスポーツクラブの活動を支援する事業

(4) スポーツ団体が行う将来性を有する選手の発掘及び育成強化事業に対する助成

将来性を有する選手の発掘及び育成強化事業

(5) スポーツ団体が行うスポーツ活動事業に対する助成

スポーツ活動を推進する事業

下記に掲げる事業について、スポーツ活動への参加を促進する事業や専門的能力を有する指導者の養成など特色ある事業を重点とする。

- ア スポーツ教室，スポーツ大会等の開催事業
- イ スポーツ指導者養成・活用事業
- ウ 調査研究事業
- エ スポーツ情報提供事業

アンチ・ドーピング推進事業

スポーツ指導者の海外研修事業

スポーツ団体組織の基盤強化事業

(6) 地方公共団体又はスポーツ団体が行う国際競技大会の開催に対する助成

我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業であつて、文部科学省令で定める事業

2 助成対象経費

助成対象経費は、事業の実施に直接必要な経費とし、それぞれの事業の内容に応じて定めることとする（別紙2参照）。

3 助成割合

助成割合は、それぞれの事業の内容及び助成対象等に応じて定めることとする（別紙3参照）。

4 スポーツ振興投票の収益による助成事業であることの表示

助成事業を行う者に対して、助成事業の実施に際して作成する横断幕、看板、ポスター、開催要項及びプログラム等に、また、施設整備事業にあつては施設の入り口等に、「スポーツ振興くじ助成事業」である旨の記載及び「スポーツ振興くじのロゴマーク」の表示を求めるなどの措置を講じることとする。

5 適正な経理、事業成果の評価・報告、収支決算等の公表

助成事業を行う者に対して、交付された助成金の適正な経理、助成によって得られた事業成果の評価及び報告、並びに収支決算等の公表を行わせるための措置を講じることとする。

助成割合

| 助成対象事業 | | 助成割合 |
|-------------------------------|---|----------|
| 助成区分 | 助成事業細目 | |
| 地域スポーツ施設整備 助成 | クラブハウス整備事業 | A(A')～C |
| | グラウンド芝生化事業・屋外夜間照明施設等整備事業 | |
| 総合型地域スポーツクラブ 活動助成 | 総合型地域スポーツクラブ創設支援・活動支援・活動事業 | B～C |
| | 広域スポーツセンター指導者派遣等事業 | |
| 地方公共団体スポーツ 活動助成 | 地域スポーツ活動推進事業 ・スポーツ教室，スポーツ大会等の開催事業 ・スポーツ指導者養成・活用事業 ・調査研究事業 ・スポーツ情報提供事業 | A |
| | 地域スポーツクラブ活動支援事業 | |
| スポーツ団体が行う将来性を有する選手の発掘及び育成強化助成 | | A～B |
| スポーツ団体スポーツ 活動助成 | スポーツ活動推進事業 ・スポーツ教室，スポーツ大会等の開催事業 ・スポーツ指導者養成・活用事業 ・調査研究事業 ・スポーツ情報提供事業 | A |
| | スポーツ指導者海外研修事業 | B～C |
| | アンチ・ドーピング推進事業 | A～B |
| | 組織基盤強化事業 | |
| 国際競技大会開催助成 | | 定額（別途設定） |

助成割合の設定

助成割合については、基本方針における基本的視点を踏まえ、「スポーツ振興基本計画」における位置付けを勘案し、下記のとおり設定するものとする。

A～Cの具体的な割合については、3分の2程度を基準的な割合とし、センターが他の助成制度等を考慮し調整（地域スポーツ施設整備助成については2分の1程度(A')を含む。）するものとする。

基本方針を踏まえ、全額助成（助成割合10分の10）となるような助成割合は設定しないこととする。

| 設定の視点 | 助成割合 |
|---|----------|
| 「スポーツ振興基本計画」の達成に資する事業 | A |
| 「スポーツ振興基本計画」において、政策目標実現のための必要不可欠な施策として位置付けられている事業 | B |
| 上記のうち、緊急に対応すべき重要施策として位置付けられている事業 | C |
| 我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業 | 定額（別途設定） |